

戰時公債利子に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月八日

北條秀一

參議院議長松平恒雄殿

戦時公債利子に関する質問主意書

一、戦時公債利子の支拂停止乃至利率引下げは出來ないと片山内閣は私の質問に対して答弁した。然るに近時この問題を検討するためには政府は、官民各界の代表的人物を集めて懇談会を開いていふことである。その懇談会列席の人達は、この問題に最も直接利害関係のある金融機関と、直接利害関係を持たない財政理論家及び労働團体代表者の如くである。然るに、この問題に直接の利害関係を持つ数百万の引揚者があることは、さきの私の質問書によつて明らかなるところである。従つて政府はこの問題を検討するに當つては常に引揚者の存在を忘れないようすべしであり、現在行われてゐる懇談会又は將來行わるかも知れない審議には引揚者の代表を参加せしむべきである。又今後戦争犠牲に關する問題の審議には常に引揚者代表を加うべきである。政府は直ちにこのことについて善処する考えはないか。

二、戦時公債利拂停止問題は現下の諸情勢よりして早急に解決することが望ましい。これについて次の処置をとることが適切であると考えるが、政府の所見を伺いたい。

(イ) 戰時公債の利子は、戰爭犠牲均分化の方針に基づいて処理すべきである。

(ロ) 戰時公債の利子の支拂は継続するが、支拂利子の総額を前項の根本方針に則り、戰爭犠牲負担の過重なる者(引揚者等を中心として)の更生事業資金として融資せしめる。

融資條件は復興金融に準じ、夫々の銀行に於て貸出しを実施せしめるが、この貸出実施については政府は適切なる監察を行う。